（別紙１）

 　　　令和　　年　　月　　日

一般社団法人全国ＬＰガス協会

会長　　山田 耕司　　殿

誓　約　書

私は、石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガス配送合理化・設備整備事業のうち石油ガス小売事業者補修等事業分）業務方法書第７条第１項各号に定める下記の事項に該当いたしません。

申請日以降、補助金の交付間に、この誓約書に違反することがございましたら、申請を取り下げる（既に補助金を受給している場合にあっては、直ちに補助金を返還する）ことを誓約いたします。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に従うことを承知の上申請します。

記

一　　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

二　　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

三　　高圧法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき策定された不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成２１年１２月１８日付け公正取引委員会）に基づく警告を受けた日から２年を経過しない者

五　　不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

六　　別紙２「暴力団排除に関する誓約事項」各号に記載されている事項に該当する者

七　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

八　　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年法律第４１号）に基づき策定された、総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成２５年９月１０日付け財務省）に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から２年を経過しない者

九　　補助金の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者

十　　経営の状況又はその他の理由によって、液化石油ガスの供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も含む。）が困難と認められる者、その他補助金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業」という。）の実施において、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者

十一　液化石油ガス充てん事業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前１０号のいずれかに該当する者があるもの

 　　　以　上

申請者　住所

 　　　　　　　氏名　法人にあっては名称 　印　 　　　　　　　　　　　　　　及び代表者の氏名